

平成 24 年 4 月 1 日

各 位

(社) 全国警備業協会

警備業法の一部改正について

謹 啓

各位におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別の御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「民法等の一部を改正する法律」(法律第 61 号)が平成 23 年 6 月 3 日に公布され、未成年後見人に法人を選任することができるようになるなど、所要の改正が行われました。

これに伴い警備業法第 3 条及び同施行規則第 4 条が改正され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

つきましては、下記の内容について別添の誓約書と診断書を差し替えてご使用いただきますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1. 警備業法第 3 条関係

警備業法に基づく各種申請書及び届出書に添付する書類（誓約書、医師の診断書）の記載が一部変更となる。（別添「サンプル」参照）

2. 警備業法施行規則第 4 条関係

未成年者が認定申請等を行う場合、申請者の法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る書類を添付するなどの所定の手続きが必要となる。

以上

診 斷 書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 2 精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを診断します。

平成 年 月 日

病院所在地

病院名

医 師

印

診 斷 書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は、アルコール、麻薬、大麻、
あへん又は覚醒剤の中毒者ではないものと
診断します。

平成 年 月 日

病院所在地

病院名

医 師

(印)

診 斷 書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 2 精神機能の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを診断します。

平成 年 月 日

病院所在地

病院名

医 師

印

誓 約 書

私は、警備業法第3条第1号から第8号まで及び第11号に掲げる

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - 3 最近5年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは处分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第1条各号に掲げる行為をした者
 - 4 集団的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第2条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
 - 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - 7 精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 8 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（警備業の相続人であって、その法定代理人が警備業法第3条第1号から第7号及び第10号のいずれにも該当しない場合を除く。）
 - 9 警備業法第3条第4号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
- のいずれにも該当しないことを誓約します。

公安委員会 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

誓 約 書

私は、警備業法第22条第4項各号に掲げる

- 1 未成年者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - 4 最近5年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは处分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第1条各号に掲げる行為をした者
 - 5 集団的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第2条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
 - 7 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - 8 警備業法第22条第7項第2号又は第3号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して3年を経過しない者
- のいずれにも該当しないことを誓約します。

公安委員会 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

誓 約 書

私は、警備業法第42条第3項において読み替えて準用する第22条第4項各号に掲げる

- 1 未成年者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 4 最近5年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは处分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第1条各号に掲げる行為をした者
- 5 集団的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第2条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 7 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 8 精神機能の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 警備業法第42条第3項において読み替えて準用する同法第22条第7項第2号又は第3号に該当することにより機械警備業務管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して3年を経過しない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

公安委員会 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

誓 約 書

私は、警備業法第14条第1項に掲げる

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 4 最近5年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは处分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第1条各号に掲げる行為をした者
- 5 集団的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第2条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 7 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 8 精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

誓 約 書

私は、警備業法第 23 条第 5 項において読み替えて準用する同法第 22 条第 4 項各号に掲げる

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- 4 最近 5 年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第 1 条各号に掲げる行為をした者
- 5 集団的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第 2 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 3 年を経過しないもの
- 7 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 8 精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 警備業法第 23 条第 5 項において読み替えて準用する警備業法第 22 条第 7 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより合格証明書の返納を命ぜられ、その日から起算して 3 年を経過しない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

公安委員会 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印